選挙戦は最も有効なる政治的暴露分野であるが故に成るべく立候補し、当選を期すべきであるが、候補者を擁立し得ざる地区にては、右記基準の下に活動すべきである

（イ）最も果敢に日常斗争を展開し、地方自治体政治の本質を執拗に暴露し、又労働組合農民組合の斗争を促進すること

（ロ）吾党の政策を他党のそれと鋭き対立に於て高く掲げること

（ハ）ブルジョア政党の批判暴露を強力的に展開し斗ひ抜くこと

（ニ）餘力を以て隣接地区の選挙斗争を応援すること

第二編　府県会選挙斗争政綱（[illegible]）

はしがき

P.4

本政綱は暴露政策、建設政策、無産戦線政策の三構成からなる。本政綱は府県会選挙斗争に対する党の政綱である。各地方聯合会が本政綱に基いて実際の選挙斗争に適用すべき選挙政綱を作る場合に右の諸項が注意せらるべきである。

（一）民政党政府の一年有余の[illegible]

P.5

暴露

[illegible]期日の接近と共に単に投票[illegible]集めのための政策を[illegible]投げ出すであらう。嘗つて野党時代の政友会は[illegible]、[illegible]制を叫び、また民政党は前回の府県選挙には諸車税の廃止まで持ち出したことがある。しかも選挙当時の空手形に外ならなかった。吾等がかゝる無責任なる点につき実は批判するよりも寧ろ彼等の選挙戦術として暴露すべきこと

（二）実際に地方選挙政綱を作る場合には各地方の具体的事実及び特殊題目を捉へ、且つ第三編の（四）地方政策[illegible]を参照して作るべきこと

第一項　両既成政党に対する暴露政策

暴露点は選挙政綱の重要なる部分をなす。有産政党に対する暴露戦の焦点を政府に置く。吾々にとつて政友民政両党は全く同一性を持つ有産政党ではあるが、時の政府は支配階級の当面の前衛として戦略的に暴露集中を行ふべきである。吾等の対立物はブルジョアの専制的権力機関である。

一、政府（民政党）に対する暴露点

（イ）[illegible]政治：ここに民政党は浜口内閣組閣当初の進歩主義的声明を裏切つて言論、集会、労働争議、小作争議の弾圧、無産者政党運動に対する暴圧の限りを盡しつゝある（各地に於ける弾圧、言論干渉、[illegible]に於ける新聞記者[illegible]と知事[illegible]長の公式陳謝、東京に於ける新聞